## 狩猟税の申告をされる方へ

申告書を提出される前に、次の点の確認をお願いします。

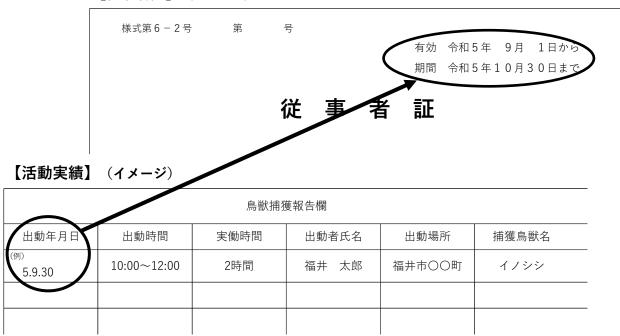
## 1 申告書、添付書類の住所・氏名は同じですか?

▶「狩猟税申告書」「証明書」「許可証または従事者証」の住所・氏名が 異なる場合には、変更した経緯が分かる資料を添付してください。 (運転免許証等のコピー等で可)

## 2 必要な書類が添付されていますか?

- ▶軽減措置、特例措置に該当する場合は、必要書類を添付してください。
- 3 「活動実績の日付」は、「許可証」または「従事者証」の 有効期間内ですか?(特例措置「3」「4」関係)
- ▶申請前1年以内に県内で活動実績があることが必要です。
- ▶許可証または従事者証の有効期間内に活動実績があることが必要です。 (下記イメージ図参照)
- ▶活動実績があれば、捕獲数が0でも特例措置を受けられます。 (活動実績の対象種は、許可証または従事者証に記載された鳥獣等であることが必要)

## 【従事者証】 (イメージ)



○狩猟税申告についてのお問い合わせ先

〔嶺北〕福井県税事務所 課税第二課

〔嶺南〕嶺南振興局税務部 課税課

電話:0776-21-8274

電話: 0770-56-2223